

小型無人機等飛行禁止に関する連絡

拝 啓

寒気厳しきおりでございますが、大津駐屯地周辺自治会の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、平素からの大津駐屯地に対するご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

令和5年1月20日から大津駐屯地が、「小型無人機等の飛行禁止に関する法律（平成28年法律第9号）（以下「法」という。）」に基づき、対象防衛関係施設の指定を受けました。

この法に基づく指定により、大津駐屯地の敷地及びその周囲概ね300mの地域（下図参照）は小型無人機等飛行禁止地域となるとともに、法に違反し周辺地域での屋外において無許可で小型無人機等を飛行させた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

法に規定される小型無人機等とは、無人（無線操作及びプログラム飛行）により飛行するラジコン飛行機、ドローン（量販店等で販売されている通称「トイドローン」を含む。）、パラグライダー等が規定の対象となります。細部につきましては、インターネット等でご検索ください。

なお、小型無人機等の飛行を行おうとする場合には、大津駐屯地司令の同意を受ける等、所定の手続きが必要になります。飛行許可手続きの要領及びご不明な点等ございましたら担当部署までお問合せください。

敬 具

令和5年1月吉日



担当部署

大津駐屯地中部方面混成団本部第1科広報班：077-523-0034
(内線：206・207)

※ご連絡の際は平日の0830～1700の間でお願い致します。